令和８年（フ）第３７８号
沖縄県那覇市田原１丁目10番地１　コーポふでかけ山102
債務者　大坪　美保
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第８４号
青森県五所川原市松島町八丁目９番地１
債務者　長尾　明美
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第８５号
青森県北津軽郡板柳町大字常海橋字松枝６番地１
債務者　舘岡　　望
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第８７号
青森県五所川原市字蓮沼14番地　市営住宅12―13
債務者　川嶋　憲男
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第２６１６号
横浜市青葉区奈良町2743番地　ヒルトップ玉川学園201号室
債務者　山崎　麻美
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６７０号
横浜市旭区さちが丘145番地２　オーバーヒルズ壱番館504
債務者　國方　知愛
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０４４号
広島市西区庚午中１丁目10番21―306号
債務者　加藤　明彦
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８３号
福岡県直方市溝堀２丁目３番37号　ソレイユ・ドミール溝堀A101号
債務者　宮原　　修
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第８４号
福岡県直方市溝堀２丁目３番37号　ソレイユ・ドミール溝堀A101号
債務者　宮原　真理
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第１１２７号
広島市西区庚午中４丁目９番９―201号
債務者　光森　公心
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２５７号
青森市南佃２丁目21番８号　ＭＡＣ青森コート305号
債務者　伊藤　純子
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで　青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７７号
青森県むつ市南町11番12号
債務者　松本千賀子
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで　青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７８号
千葉県木更津市本郷２丁目３番５号
債務者　小野　麻衣
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１８７号
千葉県木更津市本郷３丁目２番７号　11号
債務者　栄　　俊一
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第９２９号
神戸市北区ひよどり台５丁目８番地　55棟103号
債務者　濱本美惠子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３５号
山口県宇部市北小羽山町１丁目４番７―202号
債務者　竹谷　綾香
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで　山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１４０号
山口県宇部市文京台３丁目10番15号　グループホーム　ＫＯＨＡＫＵ、前住所山口県宇部市東平原１丁目５番21―６号
債務者　田中　耀晴
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで　山口地方裁判所宇部支部